

Jトピック

お持込のお客様へ「GWの営業時間のお知らせ」

平常の営業時間：午前7時～午後8時まで 祝日は営業時間が短くなりますのでご注意ください。

日	月	火	水	木	金	土
4/27	28	29	30	5/1	2	3
定休日	平常通り	午後5時まで	平常通り	平常通り	平常通り	午後5時まで
4	5	6	7	8	9	10
定休日	午後5時まで	午後5時まで	平常通り	平常通り	平常通り	平常通り

第3回 城東衛生グループ社員総会開催しました。

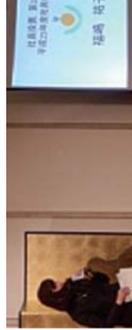
第3回目となります。城東衛生グループ「社員総会」を平成26年1月11日「ホテル京阪京橋」にて開催しました。代表 樋下茂の挨拶から始まり、企業理念や将来のビジョン、グループ各社の報告、今年の表彰者を発表しました。



【社員表彰】 社員 MVP 賞（受賞者 2名）



窪田 豊



福嶋 祐子

昨年のスローガン「感謝しよう！」を
実行したと思える人を社員全員で選びました。

今年のスローガン「きれいにしよう！」

Jグループ STAFF 紹介（*^_^*） 「わが社のムードメーカー♪」

名前： 丹野 謙二（タンノ ケンジ）
所属： ㈱ジェイ・ポート
勤続年数： 8年
生年月日： 昭和41年5月15日
業務内容： ドライバー、構内作業員
家族構成： 大学3年生の娘、中学3年生の息子と妻、しあわせいっぱい4人家族



地域の皆様から必要とされ続ける会社を仲間と共に頑張りたい。
地域NO1の会社を目指して、頑張るぞ〜！

編集集記

春暖の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。今月の特集は、弊社へお持込み頂いておりますお客様へのご案内となっております。廃棄物の保管場所、収集運搬する際には色んな法律を遵守しなくてはなりません。お度々マニフェストにご記入して頂くお手数をお掛けしますが、産業廃棄物を処理するにはお客様にも責任が発生します。法を守り安心してご利用頂けるようアナウンスを心掛けておりますので解らない事などございましたら、いつでもご相談して下さい。また何か不便と感じた事は、ご指摘、ご指導頂きたいです。今後もJグループと未永くお付き合いをして頂きますようご協力をお願い申し上げます。

平成26年4月15日 吉本 聖美



産業廃棄物処理のことなら
J-PORT



遺品整理.com
不要品回収 不要品回収



～通信 report～



城東衛生グループ

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

<http://www.jgroup-osaka.com>

平成26年4月 第22号

有限会社城東衛生

☎ 0120-889-530

株式会社ジェイ・ポート

☎ 0120-445-138

株式会社ジェイブリッジ

☎ 0120-530-398

ご挨拶

陽春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。弊社（有）城東衛生も今年おかげさまで創業60年を迎えることになりました。お客様があつてのことで皆様方へ心より感謝いたします。

60年といえば人間の還暦であり、企業も還暦を迎えると時代と共に様々な変化があります。廃棄物収集の設備からみても、大八車に肩引きの人界戦術から始まり、その後バイクで荷台を引っ張り、平積みトラックが登場、荷卸しが便利のタンブカー、そして現在の塵芥専用トラック（パッカー車、ロータリー車）と時代の移り変わりを感じます。ただ30年前からの塵芥専用トラック登場以降は天然ガスのトラック、電動式パッカーなど微々な変化でダイナミックさはなく、日本社会が成熟したんだなあと実感しております。

そして弊社グループのビジョンは「100年企業」であります。これからの40年を考えると「本業は何であるか?」、「本業はどうあるべきか?」そして「お客様にとっての価値は?」を真剣に自問自答しながら、時流がどう変化しても、グループ理念「信頼をつなげる」を杖に100年企業に存じたいと存じます。継続が一番大切なことは「お客様」との信頼関係と考へ「不便をかわせず」「感謝の心を忘れず」サービスの向上が必要不可欠と心に刻み込み、社員一丸となり日々精進していく所存です。引き続き倍旧のご厚情を賜りたく切にお願ひ申しあげ、また皆様のさらなるご発展、ご多幸とご健康をお祈りいたします。



平成26年4月15日 代表取締役 樋下 茂



おかげさまで「城東衛生」は
今年で創業60年を迎えます！

知ってるつもり「論語」

會子日く、
其の以す所を視、
其の由る所を觀、
其の安する所を
察すれば、
人焉んぞ瘦さんや、
人焉んぞ瘦さんや。

【現代語訳】 先生が言われた。「その人がどう行動するのか、何を由りどころにしているか、何に満足するか。この3点が解ったなら、その人物の本質は、はつきりする。決して隠せるものではない。」

【解説】「日頃の行動」「経歴や実績」「趣向性や満足」が解れば、その人の本質は隠しきれない。口ではどんな事を言っているても行動や実績は嘘をつかないので、その人の本質を見定める場合はそちらを見なさいという訳になる。



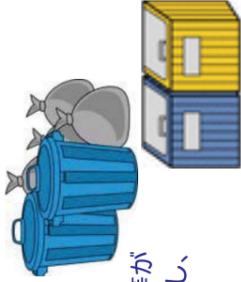
「Gakken これならわかる!『論 RONGO 語』より抜粋

～産業廃棄物の排出者運搬（自社運搬）について～

※環境省六臣官廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 HP より一部抜粋

産業廃棄物の運搬をするには、廃棄物処理法で規定されているルールを守らなければなりません。

- ①産業廃棄物が飛散・流出しない様にする事。
- ②悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じない様にする事。
- ③廃棄物が地下に浸透しないようにする事。
- ④産業廃棄物の積替えや保管を行う場合は、周囲に囲いを設け、ねずみ・蚊・はえ等が発生しないようにする事。また、見やすい所に必要な事項を記載した掲示板を設置し、法令に定められた保管量、保管の高さを超えない事。

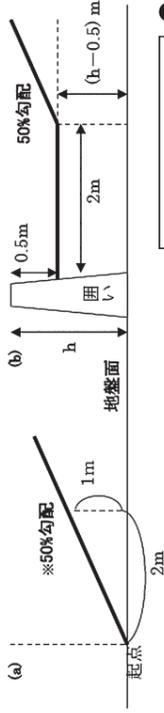


【保管場所について】

屋外において容器を用いずに保管する場合、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の「a 囲いに接することなく保管する場合」と「b 囲いに接して保管しようとする場合」に応じて定められた高さを越えない様にする事。

【野外におけるの最大保管の高さについて】

(a) 囲いに接することなく保管する場合
 ※ 50%勾配とは、起点から水平距離2m に対して垂直に1m 上昇した点を結ぶ面、角度にして約26.5° です。



- ## 【掲示板の表示義務について】
- ・ 掲示板のサイズ (60cm×60cm以上)
 - ・ 廃棄物の保管場所である旨、保管する廃棄物の種類、管理者の氏名又は名称、連絡先
 - ・ 最大積み上げ高さ (野外に置いて容器を用いずに保管する場合に限る)
 - ・ 最大保管数量

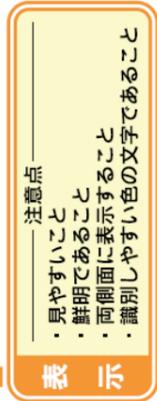
● 掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
管理者	
連絡先	
保管物の高さ	
廃棄物保管数量	
無断立入禁止	

⑤産業廃棄物の運搬を行うには、表示と書面の備え付けをしておく事。

【運搬車両の表示義務について】

- ・ 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ・ 排出事業者名

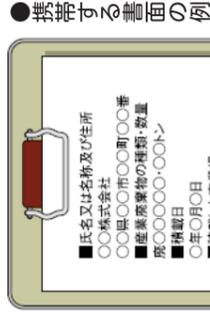


【書面の携帯義務について】

- ・ 指名、又は名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

【表示と書面携帯の例外】

- ・ 電子マネーフェストの場合、電子マネーフェスト使用証が必要となります。書面は携帯電話などで 常に確認できる状態であれば書面は不要です。
- ・ 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) 及び使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) に基づき、これらを運搬する場合には表示や書面携帯は不要。
- ・ 会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は不要。



※記載事項に合致すれば、様式は問われません。

他者の産業廃棄物を運搬するには許可が必要ですよ！

他者の産業廃棄物の収集運搬を行う時は、廃棄物の積込地と積降地のそれぞれの地域を管轄する行政許可が必要となります。許可を受けずに業を行った場合、「無許可営業」となり運搬行為をした従業員には5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、法人に対しても3億円の罰金刑が科せられます(両罰規定)。また、排出事業者が無許可業者への収集運搬の委託をした場合も「委託基準違反」となり罰金刑が科せられます。

— 【こんな事例はないですか?】 —

- ・ 元請業者に産業廃棄物の処理を依頼され見積りをし、収集運搬業の許可はないが処分場まで運んだ。
- ・ 産業廃棄物が少量なので、収集運搬業許可のない宅急便を使って運んでもらった。

これらは全て違法行為になります。

マニフェスト (産業廃棄物管理票) の交付者は6月30日迄に報告書を提出しましょう。



積替用 (8枚複写) 区間委託 有り



直行用 (7枚複写) 区間委託 無し

産業廃棄物を排出する事業場で、マニフェスト (産業廃棄物管理票) を交付している事業者は、6月30日迄に、所管する都道府県又は政令市 (大阪市内の事業場の場合は、大阪環境局) に報告する義務があります。平成26年4月1日～平成26年3月31日において交付したマニフェストが対象となっています。(※電子マニフェストを活用している場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。) 罰則等について 報告の義務を怠った場合は、都道府県知事から必要な措置を講ずるよう催告される事があり、従わない場合はその旨が公表され、改善が見られない場合には、必要な措置をとるよう命じられ、違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

【問い合わせ・申請案内】

大阪地域の事業所	大阪環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	06-6630-3287
堺地域の事業所	堺市環境局環境保全部 環境対策課 排出事業者係	072-228-7476
高槻地域の事業所	高槻市 環境部 環境政策室 産業廃棄物指導課	072-675-5312
東大阪地域の事業所	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課	06-4309-3207
豊中市域の事業所	豊中市環境部 環境センター 減量推進課	06-6858-3070
枚方地域の事業所	枚方市環境保全部 産業廃棄物指導課	072-841-1221
大阪府域の事業所 (上記以外)	大阪府 環境農林水産部 環境管理室事業所指導課	06-6941-0351

提出方法：①郵送 ②窓口持参 ③電子申請 (多量排出者を除く)

※提出書類は、各窓口及びインターネットよりダウンロードができます。

お客様トピック

「お客様トピック」広報掲載募集中! (無料) 掲載希望のお客様は、吉本までご一報下さいませ。



平成26年5月24日 リニューアルオープンします!

大阪市鶴見区近隣にお住まいの方は是非お立ち寄り下さい!

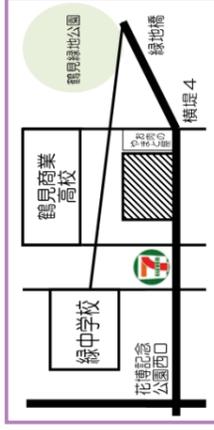


【会員特典】 お客様専用の取り置きボックスが利用可能、お得な情報やイベントをメールやFAXで案内します。一般会員、特別会員、高齢者向き (60歳以上) のいちよよう会員があり、会員登録無料です。

【日替り直売】 新鮮な農産物の直売など

【習い事】 書道、英語塾、インターネット

【各種催し】 旅行、カラオケ会、書道、抽選会、温泉巡り、農業体験ツアーなど



大阪市鶴見区鶴見 6-10-10 【火曜定休】
 TEL: 06-6780-4130 / fax: 06-6780-4131

(予定変更の場合あり)

イベント期間	4月12日～
イベント開催	和歌山野菜・果物
月曜日	あいやさい
火曜日	定休日
水曜日	4月末
木曜日	京都野菜・果物
金曜日	アグリFun's
土曜日	店長フェア予定